

令和 7 年 7 月 10 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

笹 本 洋 一

予防接種後健康状況調査の実施について

今年度の標記調査が実施されるにあたり、厚生労働省より各都道府県知事等宛通知がなされ、本会に対して周知・協力方依頼がありました。

本調査は、国民が正しい理解の下に予防接種を受けることができるよう予防接種に関する正しい知識の普及、啓発の一環として、予防接種後の健康状況に関する情報を広く国民に提供するとともに、予防接種後副反応の発生要因等に関する研究の一助とすることにより、有効かつより安全な予防接種に資することを目的として、平成 8 年度より実施しているものです。

今年度の実施要領の主な変更点は下記 4 点です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解のうえ、都道府県、指定都市行政から貴会ならびに当該郡市区医師会に依頼がありました際には、ご協力いただきますよう、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

<実施要領の主な変更点>

① 対象ワクチン

「带状疱疹ワクチン」が追加され、「沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン」及び「ヒブワクチン」が除外されました。

② 実施機関の任期

原則として 1 年とし、地域の実情を踏まえて 1 年以上の有期または無期限とすることも可能となりました。

③ リーフレットの種類

小児用および高齢者用の 2 種類のみとなりました。

④ 調査対象者あての通知方法

SMS での通知から、メールや SNS での通知に変更となりました。

感 発 0707 第 3 号
令 和 7 年 7 月 7 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感 染 症 対 策 部 長
(公 印 省 略)

予防接種後健康状況調査の実施について

予防接種行政の推進につきましては、平素より多大な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

予防接種後健康状況調査につきましては、国民が正しい理解の下に予防接種を受けることができるよう予防接種に関する正しい知識の普及、啓発の一環として、予防接種後の健康状況に関する情報を広く国民に提供するとともに、予防接種後副反応の発生要因等に関する研究の一助とすることにより、有効かつより安全な予防接種に資することを目的に、都道府県、市町村、公益社団法人日本医師会、各地域の医師会及び予防接種実施医療機関等の協力のもと、平成 8 年より実施しているものです。

令和 7 年度におきましても、当該事業を実施することとしており、別添（写）のとおり、各都道府県知事及び指定都市市長宛て通知いたしました。貴職におかれましても、当該事業の趣旨を御理解いただくとともに、各都道府県・郡市区医師会への周知、協力要請等、事業の円滑な実施について、特段の御配慮をお願いいたします。

感 発 0707 第 2 号
令 和 7 年 7 月 7 日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長

〕 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感 染 症 対 策 部 長
(公 印 省 略)

予防接種後健康状況調査の実施について

予防接種行政の推進につきましては、平素より多大な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

予防接種後健康状況調査につきましては、国民が正しい理解の下に予防接種を受けることができるよう予防接種に関する正しい知識の普及、啓発の一環として、予防接種後の健康状況に関する情報を広く国民に提供するとともに、予防接種後副反応の発生要因等に関する研究の一助とすることにより、有効かつより安全な予防接種に資することを目的に、都道府県、市町村、公益社団法人日本医師会、各地域の医師会及び予防接種実施医療機関等の協力のもと、平成8年より実施しているものです。

令和7年度につきましても、別添「予防接種後健康状況調査実施要領」により実施いたしますので、引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。

「予防接種後健康状況調査実施要領」 新旧対照表

改 正 後	現 行
予防接種後健康状況調査実施要領 1 事業概要 (1) 略 (2) 実施主体等 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課（以下「<u>予防接種課</u>」という。）が、都道府県、市町村（<u>特別区を含む。以下同じ。</u>）、公益社団法人日本医師会（以下「日本医師会」という。）、各地域の医師会及び予防接種実施医療機関等の協力を得て予防接種後健康状況調査（以下「健康状況調査」という。）を実施する。 各都道府県等（指定都市を含む。以下同じ。）は、地域の医師会等の協力を得て健康状況調査実施機関（以下「実施機関」という。）を選定する等、実施主体の補助を行うものとする。 2 実施要領 (1) 健康状況調査の実施 ア 健康状況調査の対象者（以下「対象者」という。） 対象者は、予防接種法により実施される定期の予防接種として、以下のワクチン接種を受けた者とする。 <u>（削除）</u> ① 沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド	予防接種後健康状況調査実施要領 1 事業概要 (1) 略 (2) 実施主体等 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課が、都道府県、市町村、公益社団法人日本医師会（以下「日本医師会」という。）、各地域の医師会及び予防接種実施医療機関等の協力を得て予防接種後健康状況調査（以下「健康状況調査」という。）を実施する。 各都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）は、地域の医師会等の協力を得て健康状況調査実施機関（以下「実施機関」という。）を選定する等、実施主体の補助を行うものとする。 2 実施要領 (1) 健康状況調査の実施 ア 健康状況調査の対象者（以下「対象者」という。） 対象者は、予防接種法により実施される定期の予防接種として、以下のワクチン接種を受けた者とする。 ① <u>沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン</u> ② 沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド

② 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン

③ 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン

④ 経皮接種用乾燥ＢＣＧワクチン

(削除)

⑤ 小児用肺炎球菌ワクチン

⑥ 水痘ワクチン

⑦ Ｂ型肝炎ワクチン

⑧ ロタウイルスワクチン

⑨ ＨＰＶワクチン

⑩ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィ
ルスｂ型混合ワクチン

⑪ インフルエンザＨＡワクチン

⑫ 高齢者用肺炎球菌ワクチン

⑬ 新型コロナワクチン

⑭ 带状疱疹ワクチン

イ 実施機関の選定及び決定

実施機関は、各都道府県等において原則として、各ワクチンにつ
き１実施機関を選定の上予防接種課へ推薦し、厚生労働省健康・生
活衛生局感染症対策部予防接種課長による協力依頼文書をもって決
定する。

なお、各都道府県等による実施機関の選定に当たっては、以下の
点に留意すること。

(ア) ①～③および⑤～⑭については、各地域の医師会等関係機関
と協議して「医療機関」を選定すること。

(イ) ④については、各地域の医師会等関係機関と協議して「医療

③ 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン

④ 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン

⑤ 経皮接種用乾燥ＢＣＧワクチン

⑥ ヒブワクチン

⑦ 小児用肺炎球菌ワクチン

⑧ 水痘ワクチン

⑨ Ｂ型肝炎ワクチン

⑩ ロタウイルスワクチン

⑪ ＨＰＶワクチン

⑫ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス
ｂ型混合ワクチン

⑬ インフルエンザＨＡワクチン

⑭ 高齢者用肺炎球菌ワクチン

⑮ 新型コロナワクチン

(新設)

イ 実施機関の選定及び決定

実施機関は、各都道府県において原則として、各ワクチンにつ
き１実施機関(市町村)を選定(推薦)し、予防接種課長による協力
依頼文書をもって決定する。

なお、各都道府県において実施機関を推薦するに当たっては、以
下の点に留意すること。

① ①～④および⑥～⑮については、各地域の医師会等関係機関と
協議して「医療機関」を選定すること。

② ⑤については、各地域の医師会等関係機関と協議して「医療機

機関」を選定することを原則とするが、集団接種により予防接種を実施する「市町村」を選定することも差し支えないこと。

(ウ) 1実施機関において複数の種類のワクチンについて健康状況調査を実施する場合、原則として一人の被接種者に対して1種類のワクチンの調査とすること。

(エ) 実施機関の任期は、原則として1年とし、地域の実情を踏まえて1年以上の有期または無期限とすることも可能とする。なお、令和7年7月7日時点で任期中の実施機関にあっては、既に決定された任期によることとする。

ウ 健康状況調査実施時期等

(ア) 実施時期

各年度の4月から3月の間に実施する。

(イ) 対象者又は対象者の保護者（以下「対象者等」という。）による観察期間（以下「観察期間」という。）及び対象者数

・④については、観察期間を接種から4ヶ月間とし、原則として対象者を120名とする。

・⑪～⑭の接種を受けた者については、観察期間を接種から 28 日間とし、原則として対象者を40名とする。

・①～③及び⑤～⑩については、観察期間を接種から 28 日間とし、原則として対象者を120名とする。

・なお、対象者の選定については、実施機関が各年度の任意の時期に行うこととする。

関」を選定することを原則とするが、集団接種により予防接種を実施する「市町村」を選定することも差し支えないこと。

③ 調査実施機関において、~~複数の種類のワクチンについて調査を~~実施する場合、原則一人の被接種者に対して~~は~~1種類のワクチンの調査とすること。

④ 実施機関の任期は、原則2年とすること。

ウ 健康状況調査実施時期等

(ア) 実施時期

各年度の4月から3月の間に実施する。

(イ) 保護者による健康状況調査対象者の観察期間（以下「観察期間」という。）及び対象者数

⑤の接種を受けた者については、観察期間を4ヶ月間とし、原則として対象者120名について健康状況調査を行うこととする。

⑬、⑭及び⑮の接種を受けた者については、観察期間を接種28 日後までとし、原則として、~~対象者 40名について健康状況調査を行うこと~~とする。

その他（①～④及び⑥～⑫）の接種を受けた者については、観察期間を接種28 日後までとし、原則として各実施機関とも対象者120名について健康状況調査を行うこととする。

なお、調査対象者の選定については、各年度の任意の時期に行うこととする。

エ 健康状況調査の方法、手順等

(ア) 各都道府県等の実施手順

実施機関に対して、予防接種課から送付される予防接種後健康状況調査実施要領及びリーフレットを配布することとする。なお、リーフレットは、対象者により異なるため、送付先の誤り等について、注意すること。

(イ) 実施機関の実施手順

a 対象者の人数については、2の(1)のウの(イ)の人数を超えない範囲で可能な限り多く募ること。

b 予防接種実施後、対象者等に対して本事業の趣旨を十分に説明の上、健康状況調査に協力する旨の同意を得た後、実施機関において、当該リーフレットに必要事項を記入し、対象者等に配布するとともに、可能な限りその場（待ち時間等を活用）で調査への参加登録を促すこと。

※なお、対象者等が予防接種課委託事業者からのメールやSNSでの連絡を受信できない場合は、本調査への参加登録ができないため、対象者から除外すること。

(削除)

オ 健康状況調査項目について

予防接種副反応の発生状況を正確に把握するため、通常の副反応（発熱、発赤、発疹、腫脹等）及び極めて稀に起こり得るとされて

エ 健康状況調査の方法、手順等

(新設)

(ア) 実施機関の実施手順

a 対象者の人数については、2の(1)のウの(イ)の人数を超えない範囲で可能な限り多く募ること。

b 予防接種実施後、対象者の保護者（以下「保護者」という。）又は対象者に対して本事業の趣旨を十分に説明の上、健康状況調査に協力する旨の同意を得た後、実施機関において、当該リーフレットに必要事項を記入し、保護者又は対象者に配布するとともに、可能な範囲において、その場（待ち時間等を活用）で調査への参加登録を促すこと。（リーフレット参照）

※なお、SMSを受信できない場合は、本調査への参加登録ができないため、調査対象者から除外すること。

(イ) 各都道府県の実施手順

実施機関に対して、予防接種後健康状況調査実施要領及びリーフレットを配布することとする。なお、リーフレットは、対象のワクチン毎に異なるため、送付先の誤り等について、注意すること。

オ 健康状況調査項目について

予防接種副反応の発生状況を正確に把握するため、通常の副反応（発熱、発赤、発疹、腫脹等）及び極めて稀に起こり得るとされて

いる異常な副反応（脳炎、脳症等）並びに一般的に予防接種による副反応と考えられていない接種後の症状について、健康状況調査の対象とする。

（２）健康状況調査結果の解析・評価

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において、調査一覧表等を基に、医学的、疫学的見地から解析・評価を行い、予防接種後の症状の発生実態を把握するとともに、報告事例と予防接種との因果関係の有無について確認する。

（３）情報の還元・提供

健康状況調査により得られた情報は、都道府県、日本医師会、関係各地域の医師会及び実施機関に還元するとともに、都道府県、市町村及び日本医師会等を通じて広く国民に提供することとする。

（４）その他

近年、調査回答数が減少しているため、実施主体及び関係者は回答数の向上に努めること。

いる異常な副反応（脳炎、脳症等）、~~発生頻度等の調査に加えて、これ~~れまで予防接種による副反応と考えられていない接種後の症状についても、健康状況調査の項目とする。

（２）健康状況調査結果の解析・評価

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において、調査一覧表等を基に、医学的、疫学的見地から解析・評価を行い、予防接種後の症状の発生実態を把握するとともに、報告事例と予防接種との因果関係について検討する。

（３）情報の還元・提供

健康状況調査により得られた情報は、都道府県、日本医師会、関係各地域の医師会及び実施機関に還元するとともに、都道府県、市町村及び日本医師会等を通じて広く国民に提供することとする。

（新設）

予防接種後健康状況調査実施要領

1 事業概要

(1) 目的

国民が正しい理解の下に予防接種を受けることが出来るよう、予防接種に関する正しい知識の普及・啓発の一環として、適正かつ最新の予防接種後の健康状況に関する情報を広く国民に提供するとともに、予防接種副反応の発生要因等に関する研究の一助とすることにより、有効かつより安全な予防接種の実施に資することを目的とする。

(2) 実施主体等

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課（以下「予防接種課」という。）が、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、公益社団法人日本医師会（以下「日本医師会」という。）、各地域の医師会及び予防接種実施医療機関等の協力を得て予防接種後健康状況調査（以下「健康状況調査」という。）を実施する。

各都道府県等（指定都市を含む。以下同じ。）は、地域の医師会等の協力を得て健康状況調査実施機関（以下「実施機関」という。）を選定する等、実施主体の補助を行うものとする。

2 実施要領

(1) 健康状況調査の実施

ア 健康状況調査の対象者（以下「対象者」という。）

対象者は、予防接種法により実施される定期の予防接種として、以下のワクチン接種を受けた者とする。

- ① 沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド
- ② 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン
- ③ 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン
- ④ 経皮接種用乾燥BCGワクチン
- ⑤ 小児用肺炎球菌ワクチン
- ⑥ 水痘ワクチン
- ⑦ B型肝炎ワクチン
- ⑧ ロタウイルスワクチン
- ⑨ HPVワクチン
- ⑩ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン
- ⑪ インフルエンザHAワクチン
- ⑫ 高齢者用肺炎球菌ワクチン
- ⑬ 新型コロナワクチン
- ⑭ 带状疱疹ワクチン

イ 実施機関の選定及び決定

実施機関は、各都道府県等において原則として、各ワクチンにつき1実施機関を選定の上予防接種課へ推薦し、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課長による協力依頼文書をもって決定する。

なお、各都道府県等による実施機関の選定に当たっては、以下の点に留意すること。

- (ア) ①～③および⑤～⑭については、各地域の医師会等関係機関と協議して「医療機関」を選定すること。
- (イ) ④については、各地域の医師会等関係機関と協議して「医療機関」を選定することを原則とするが、集団接種により予防接種を実施する「市町村」を選定することも差し支えないこと。
- (ウ) 1実施機関において複数の種類のワクチンについて健康状況調査を実施する場合、原則として一人の被接種者に対して1種類のワクチンの調査とすること。
- (エ) 実施機関の任期は、原則として1年とし、地域の実情を踏まえて1年以上の有期または無期限とすることも可能とする。なお、令和7年7月7日時点で任期中の実施機関にあつては、既に決定された任期によることとする。

ウ 健康状況調査実施時期等

(ア) 実施時期

各年度の4月から3月の間に実施する。

- (イ) 対象者又は対象者の保護者（以下「対象者等」という。）による観察期間（以下「観察期間」という。）及び対象者数
 - ・④については、観察期間を接種から4ヶ月間とし、原則として対象者を120名とする。
 - ・⑪～⑭の接種を受けた者については、観察期間を接種から28日間とし、原則として対象者を40名とする。
 - ・①～③及び⑤～⑩については、観察期間を接種から28日間とし、原則として対象者を120名とする。
 - ・なお、対象者の選定については、実施機関が各年度の任意の時期に行うこととする。

エ 健康状況調査の方法、手順等

(ア) 各都道府県等の実施手順

実施機関に対して、予防接種課から送付される予防接種後健康状況調査実施要領及びリーフレットを配布することとする。なお、リーフレットは、対象者により異なるため、送付先の誤り等について、注意すること。

(イ) 実施機関の実施手順

- a 対象者の人数については、2の(1)のウの(イ)の人数を超えない範囲で可能な限り多く募ること。
- b 予防接種実施後、対象者等に対して本事業の趣旨を十分に説明の上、健康状況調査に協力する旨の同意を得た後、実施機関において、当該リーフレットに必要な事項を記入し、対象者等に配布するとともに、可能な限りその場（待ち時間等を活用）で調査への参加登録を促すこと。

※なお、対象者等が予防接種課委託事業者からのメールやSNSでの連絡を受信できない場合は、本調査への参加登録ができないため、対象者から除外すること。

オ 健康状況調査項目について

予防接種副反応の発生状況を正確に把握するため、通常の副反応（発熱、発赤、発疹、腫脹等）及び極めて稀に起こり得るとされている異常な副反応（脳炎、脳症等）並びに一般的に予防接種による副反応と考えられていない接種後の症状について、健康状況調査の対象とする。

（２）健康状況調査結果の解析・評価

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において、調査一覧表等を基に、医学的、疫学的見地から解析・評価を行い、予防接種後の症状の発生実態を把握するとともに、報告事例と予防接種との因果関係の有無について確認する。

（３）情報の還元・提供

健康状況調査により得られた情報は、都道府県、日本医師会、関係各地域の医師会及び実施機関に還元するとともに、都道府県、市町村及び日本医師会等を通じて広く国民に提供することとする。

（４）その他

近年、調査回答数が減少しているため、実施主体及び関係者は回答数の向上に努めること。